

一般社団法人日本バイオプラスチック協会入退会規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本バイオプラスチック協会（以下「当協会」という。）が当協会の入退会についての規則を定めるものである。

(入会資格)

第2条 当協会に入会を希望するものは、当協会定款を了解し、当協会の目的に賛同するものでなければならない。

2. 個人の入会は認めない。

(入会申込)

第3条 当協会に入会を希望するものは、所定の入会申込書を当協会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。幹事会は、入会の承認の可否を決定することができる。

2. 幹事会は、入会申込者が次の各号に該当する場合、入会を承認しない場合がある。

(1) 入会申込書に虚偽の事項の記載がある場合

(2) 入会申込者が本規則または当協会の定める定款、各種規則・ルールに違反する恐れのある場合

(3) その他、入会が適当でないと幹事会が判断した場合

3. 外国企業による入会申込は、日本国内で登記された法人、支店、代理店または日本に拠点がある代理人により行うものとする。

4. 幹事会が入会申請書を承認した日の翌月1日をもって会員の資格は発効する。

5. 幹事会は理事会において入会の報告を行う。

(会員種別)

第4条 会員種別は当協会の定款に定めるところによる。

(入会金および年会費)

第5条 当協会に入会するものは、その入会に際し、その会員種別に応じて、協会会費規則に定める入会金、初年度会費を当協会に納めなければならない。

2. 当協会への入会金および初年度年会費の入金を確認後、会員としての権利を行使することができる。ただし、当協会の識別表示制度に関するマーク申請についてはこの限りではない。

(100%子会社特例)

第6条 2019年6月1日の時点で日本バイオプラスチック協会において100%子会社として登録されていた会社の年会費については引き続き以下の「100%子会社特例」を適用する。

2. 当該の会社は、協会の運営する識別表示制度においてポジティブリストおよびマーク申請が可能である。
3. 当該の会社が協会の運営する識別表示制度においてポジティブリストおよびマーク登録を取得した場合、マーク会員と同額の年会費を徴収する。

(正会員の入会)

第7条 当協会に正会員として入会を希望するものは、当協会の正会員2社以上の推薦を得なければならない。

(会員資格の変更)

第8条 会員資格の変更を希望する会員は、所定の会員資格変更申込書により申請する。

2. 事務局は、会員資格変更申込を受領した場合、幹事会に報告し、幹事会は審議・承認を行う。

(退会)

第9条 当協会からの退会を希望する会員は、当協会に対し所定の退会申請書を提出しなければならない。

2. 会員が退会する場合は、未納の会費その他の負担金を徴収し、既納の入会金、年会費、マーク使用申請費その他の支払金はいかなる場合も返還しないものとする。

(退会勧告及び除名)

(役員の数)

第10条 当協会会員につき次の各号に該当する場合において、当協会の事務局が当該各号に該当することを確認したときは、当協会は幹事会の承認を得て、当該会員に対して退会を勧告できる。

- (1) 本規則または当協会の定款、規則、ルールに違反した場合
 - (2) 当協会の商標権、著作権その他財産を侵害し、もしくは当協会の秘密情報を漏洩した場合、またはその恐れのある行為をした場合
 - (3) 当協会に対し虚偽の報告その他連絡をした場合
 - (4) 当協会の名誉を傷つけたと当協会が判断した場合
 - (5) 入会金、年会費の支払いがない場合
 - (6) その他、当協会が会員として不適当であると判断した場合
2. 当該勧告に応じない場合、正会員は社員総会において、賛助会員は理事会、マーク会員は幹事会において除名を決定できる。

(再入会特例)

第11条 会員会社が一時的な退会を希望する場合、または一旦退会した後で再入会を希望する場合、支払済み年会費の有効期限終了後1年以内に手続きした場合に限り、再入会時の入会金支払いを免除する等の再入会特例を適用する。

- (1) 本特例を利用する会社は、「再入会特例・入会申請書」により再入会申請を行

わなければならない。

- (2) 事務局は、再入会特例に該当する再入会申請を受領した場合、幹事会に報告し、幹事会は審議・承認を行う。
- (3) 再入会初年度の通常会費の取り扱いは、協会会費規則に従う。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 当協会は、会員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるものをいう。以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当し、または反社会的勢力と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、退会させることができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を何らかの目的で利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有していると認められるとき
 - (5) その他、反社会的勢力と何らかの関係を有していると認められるとき
2. 当協会は、会員が自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、退会させることができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前号に準ずる行為

(適用除外)

第 13 条 当協会が設立される以前に、正会員、賛助会員、またはマーク会員となったものについては、第 3 条第 3 項は適用されない。

(発効)

第 14 条 本規則の改定は、理事会において決定した後、直ちに発効する。

(改定および告示)

第 15 条 本規則の改定を行った場合には、当協会のホームページにおける会員用ページにおいて、改定内容を速やかに告示する。

以上

2025 年 3 月 10 日 制定施行